

論 説

静岡県の高規格幹線道路超過課税

桜 井 良 治

1. 超過課税の衰退傾向

自治体が、自由に税率を定めたり、行政の内容に応じた新たな税を立てることは、課税自主権の一環ととらえられる。今日では、地方分権の推進気運の高まりに伴って、自治体の課税自主権の拡充が求められている。

地方分権の拡大のためには、それぞれの自治体のサービスの大きさに見合った税の負担を求めようとする独自性の高い財政制度が求められている。最近の自治体の行政需要の多様化を考慮すると、自治体と企業や個人との受益と負担の関係に応じて、税率についての選択肢は、増加して当然である。

本来、地方税の税率や新税の創設の意義については、その税収を用いて実施される政策の内容によって問われるべきものである。受益と負担のバランスを考えると、各市町村で税率が異なっていることは、合理的である。

しかし実際には、このような課税と受益の関係は、市町村の投票行動にあまり生かされていない。サービスの質を高めてそれに見合った地方税を拡充する努力よりも、税負担を引き下げて選挙民の人気をそらさない努力の方が、先行している。

現行財政制度の下では、独自の税を拡充するよりも、国の地方交付税や補助金に頼った方が安易に財源を拡充できるという面も見逃せない。

最近では、地方分権が叫ばれているにもかかわらず、自治体が制限税率の範囲内で行政需要に応じて税率を高められる超過課税と特別の税源に対応した税目を定められる法定外普通税が、縮小傾向にある。むしろ、税の均一化の傾向が強まっている。

超過課税や法定外普通税が縮小ぎみなのは、自治省などの国の指導と手続きの煩雑さの影響も

大きい。国は、自治体間の税率格差是正の立場から、行革審の答申などで、それらの「適切な見直し」を求めており、各市町村とも制度廃止の際に、そうした方針も考慮に入れてきた。

法人二税（法人事業税・法人県民税）の超過課税を実施している都道府県の中では、沖縄県が95年6月から法人県民税で超過課税を実施したのを例外として、税率の引下げなど緩和の動きが広がっている。

しかし最近の地方分権の流れをうけた逆の動きとして、税目・税率を含めた課税自主権の拡大を求める声が再び自治体の間で出てきている。自治体の税を中心とした財源の拡充を明記した地方分権推進法が施行され、自治体の課税自主権への意欲を高めている¹⁾。

財政運営の個性化は、行政運営全体の個性化にとって、不可欠である。超過課税や法定外普通税の拡充は、財政自主権の入口にすぎない。このような例外的措置の拡大にとどまらず、国の税源のいくつかを地方に移すといった抜本的な改革が、求められている。

2. 市町村の超過課税実施状況

(1) 全体の概要

自治省がまとめた市町村の税率調査によれば、特別な財政需要に応じて自治体が自主的に課税できる超過課税や法定外普通税を廃止又は緩和する動きが、全国的に広がっている。学校や下水道整備などの財政需要が一段落したことに加えて、不況下の住民や企業の負担を緩和する必要からそうなった面も強い。

法人住民税（法人税割り）についても、2町村が超過課税の廃止に踏み切っている。法定外普通税も95年7月までの1年間で、商品切手発行税や文化観光施設税が全廃された²⁾。

現在市町村が標準税率より高い税率で課税する超過課税を実施しているのは、固定資産税、法人住民税、個人住民税、軽自動車税などである。超過課税分の収入額では、法人住民税の法人税割（94年度の全国ベースで2,331億円）が最も多い。次いで、固定資産税（同378億円）が多くなっている。

法人住民税の法人税割の場合、標準税率は12.3%であり、14.7%まで税率を上げられる。固定資産税の場合、1.4%の標準税率から2.1%の最高税率まで上げられるが、実際には1.75%の自治体が最高税率になっている³⁾。

ちなみに、市町村民税の「個人所得割」では、全国3,236市町村のすべてが、標準税率を採用している。

(2) 市町村民税個人均等割

「個人均等割」の税率採用状況は、以下の通りである。人口5万未満の市では、制限税率で超過課税を採用している団体が9団体ある。町村でも、超過課税を実施している団体が、79団体ある。そのうち、制限税率を採用している団体が70ある。それに対して、人口5万以上の団体では、超過課税が全くみられない。大規模な都市になるにつれて、超過課税が実施しにくい現状になっている。大都市になるにつれて、行政需要も多様になる傾向にあるので、財源のウエイトの置き方も様々なので、本来、超過課税が衰退すべき理由はない。

住民税は「負担分任」を理念とする制度であるとはいっても、市町村毎の財政需要に相当する負担を考慮すると、全国一律でなければならぬという決まりはない。大規模な市町村も含めて、制限税率の範囲で支出に見合った負担を求めることは、理にかなっているものと思われる。

第1表 市町村民税個人均等割の税率

税率区分 団体区分	税率区分								合 計
	円 1,500	円 1,700	円 1,900	円 2,000	円 2,500	円 2,600	円 3,200		
人口50万以上の市					標準 21		制限		21
人口5万以上 50万未満の市				標準 415		制限			415
人口5万未満の市	標準 218			制限 9					227
町 村	標準 2,492	1	8	制限 70					2,571
合 計	2,710	1	8	494	21	0	0		3,234
前 年 度	2,711	1	8	494	21	0	0		3,233

注．自治省「市町村税の税率等に関する調」平成7年4月1日現在12ページ。

(3) 市町村民税法人税割

「法人均等割」の税率採用状況は、以下の通りである。人口5万未満の市では、計211団体のうち、超過課税を採用している団体が187団体ある。そのうち、制限税率での超過課税を実施している団体が172ある。標準税率は24団体に過ぎない。

人口5万以上50万未満の273市では、超過課税団体が202団体ある。そのうち制限税率を実施し

ているのは、185 団体ある。人口 50 万以上の 5 市では、超過課税が 4 団体（うち 3 団体は制限税率）あり、標準税率を採用している団体は 1 団体にすぎない。

町村については、2,534 町村のうち、超過課税団体が 848 団体ある。そのうち、制限税率を採用している団体が 655 団体ある。

市町村の投票行動に直接影響しない法人に対しては、比較的超過課税が行いやすいことを示す結果となっている。行政から受ける受益と負担の関係を総合的に考慮すると、企業課税に偏っている現状だが、その根拠が明確に示されているようには思われない。

第 2 表 市町村民税法人税割税率

税率区分 団体区分	標準税率 12.3%	超 過 税 率					制限税率 12.9%	計	合 計
		12.7 ~ 12.9%	13.0 ~ 13.4%	13.5 ~ 13.9%	14.0 ~ 14.5%				
人口 50 万以上の市	1				1	3	4	5	
人口 5 万以上 50 万未満の市	71	2	4	5	1	185	202	273	
人口 5 万未満の市	24		7	1	7	172	187	211	
町 村	1,688	6	45	45	95	655	848	2,534	
合 計	1,784	8	56	51	109	1,015	1,239	3,023	
前 年 度	1,772	8	56	51	111	1,017	1,243	3,025	

注．自治省「市町村税の税率等に関する調」平成 7 年 4 月 1 日現在、12 ページ。

(4) 固定資産税超過課税

固定資産税の自治体毎の税率の相違は、一定の範囲で認められている。税率の高さは、その自治体の独自の政策の水準の高さに照らして、総合的に評価されるべきものである。

自治体が、道路や公園、下水道の整備等について、他の町村よりも際立ってすぐれた施策を講じれば、その地域の経済や生活が向上し、地価が上昇する。それによって、賃貸価格が上昇し、土地所有者は恩恵をこうむることになる。その場合、超過税率で課税することは、自治体の特別の施策の意義を考慮すれば、納得できるものである。

第3表 固定資産税の税率採用状況

税率区分 団体区分	標準税率 A	超過税率（標準税率に対する倍率）			合計 B	A / B (%)
		1.1倍以下 1.42～ 1.50	1.1倍超 1.2倍以下 1.55～ 1.66	1.2倍超 1.3倍以下 1.70～ 1.75		
人口50万以上の市	21				21	100.0
人口5万以上 50万未満の市	383	19	14		416	92.1
人口5万未満の市	164	34	27	2	227	72.2
町 村	2,375	74	85	37	2,571	92.4
合計	2,943	127	126	39	3,235	91.0

注．自治省「市町村税の税率等に関する調」平成7年4月1日現在、12ページ。

ところが、固定資産税の超過課税も減少傾向にある。4市町村が95年度から固定資産税の超過課税を廃止している。また、富山県砺波市が税率を1.58から1.55に下げるなど、15団体が税率を引き下げている。深刻化する不況下で、地価の下落を考慮して、評価替えに伴う税負担額増大に配慮した面も指摘されている⁴⁾。

固定資産税の超過課税を実施する市町村は、毎年減少する傾向にある。85年度には399自治体が実施していた。ところが、90年度には360自治体、95年度には292自治体へと、この10年間で100以上減っている。

固定資産税の税率採用状況をみると、町村では、7.6%が超過課税を実施している。人口5万未満の市では、27.8%が超過課税を採用している。人口5万以上50万未満の市では、7.9%が採用している。

それに対して、人口50万以上の市では、全てが標準税率を採用している。人口がふえるに従って、超過税率の採用が難しくなっていることが分かる。行政需要が多様な大都市で、財源の均質化が進んでいることになる。財政支出にふさわしい財源の選択という点で問題がある。

市町村税に占めるウエイトが最も高い法人住民税（法人税割）の超過課税も減少傾向にある。95年度に超過課税を採用しているのは1,450市町村であり、10年前の85年度に比べると、33団体も減っている⁵⁾。

3. 都道府県超過課税の実施状況

第4表 法人事業税超過課税各県の実施状況（平成8年3月1日調査）

対象法人	対象法人	対 象 法 人		財 源 の 使 途 等
		対象法人	所得金額等	
東京都	標準税率 × 1.05%	1億円超	所得 2,500万円超 収入 20,000万円超	都市的財政需要……都民福祉の向上並びに企業集中に伴う昼間流入人口に起因する都市環境・住環境整備等の膨大な財政需要に充てる。 (運用期間) 当面の間
神奈川県	標準税率 × 1.05%	1億円超	所得 5,000万円超 収入 40,000万円超	都市的財政需要 (当初・延長) 文教施設・生活環境の整備、福祉・医療の充実 (再延長) 都市基盤の整備、産業振興対策の推進、福祉・医療体制の整備 (再々延長) 地震・防災対策の強化、産業振興対策の強化 (運用期間) 7. 11. 1～12. 10. 31 (5年間)
静岡県	標準税率 × 1.05%	1億円超	所得 3,000万円超 収入 24,000万円超	1期～3期 地震対策事業 (地震防災施設等緊急整備事業) 4期 高規格幹線道路網などの社会資本整備 (運用期間) 6. 4. 1～11. 3. 31 (5年間)
愛知県	標準税率 × 1.04%	1億円超	所得 4,000万円超 収入 32,000万円超	(当初) 緊急に実施を要する中小河川整備、地盤整備、地盤沈下防止及び防災事業 (延長) 当初の目的のほか、海岸の整備 (再延長) 防災事業の推進 (河川、治山、ため池、排水施設、海岸) (適用期間) 7. 2. 1～10. 1. 31 (3年間)
京都府	標準税率 × 1.05%	1億円超	所得 4,000万円超 収入 32,000万円超	(当初) まちづくりの推進、産業・文化・体育・スポーツの進行等 (延長) 企業の活発な経済活動をささえるため、緊急かつ特別に実施する必要がある事業の財源に充当する。 (適用期間) 8. 1. 1～12. 12. 31 (5年間)
大阪府	標準税率 × 1.05%	1億円超	所得 5,000万円超 収入 40,000万円超 (* 8.11.1より適用予定)	企業と人口の過度の集中に伴う都市的財政需要 (運用期間) * 8. 11. 1～11. 10. 31 (3年間) (* 8年2月議会において改正予定)
兵庫県	標準税率 × 1.05%	1億円超	所得 4,000万円超 収入 32,000万円超	(当初) 中小企業対策、郊外対策 (延長) 「産業雇用構造ビジョン」実現のための財源 (再延長) 産業構造の高度化の推進 (再々延長) 新産業の創造と中小企業の振興、高度技術化の推進、産業基盤整備の推進 (適用期間) 8. 3. 12～13. 3. 11 (5年間)

注. 静岡県税務部資料

都道府県の基幹税目である法人事業税についても、様々な形で超過課税が実施されている。標準税率の4%～5%の範囲で、超過課税が実施されている。東京都では、企業集中に伴う昼間流入人口の増大に起因する都市環境・住環境整備等の膨大な都市的財政需要に充てるため、超過課税を実施している。大阪府でも、同様の財政需要に充当するために、実施されている。

神奈川県では、文教施設の充実等様々な都市的財政需要に充当するために、超過課税を実施している。愛知県では、防災事業の推進のために、実施している。京都府でも、企業の経済活動を支えるための事業の財源に充当するために、実施されている。兵庫県でも、産業構造の高度化の推進のために、実施されている。

なかでも、静岡県では、明確な財政需要に基づいて、超過課税が実施されている。昭和54年～平成5年度（Ⅰ～Ⅲ期）には、地震対策事業に充当するための超過課税が実施されている。

平成6年～11年（第Ⅳ期）には、これを引き継いで、高規格幹線道路の建設財源とするための超過課税が実施されている。

4. 超過課税の将来像

以上の説明から、超過課税の実態は企業課税になっていることが分かる。様々な財政需要に応じて企業課税を行うことは正当なことである。大都市の都心部では、企業が集中することによって、昼間人口のみが増加する傾向にある。非居住者のもたらす行政負担は増大する一方である。したがって、大都市一極集中に伴って生じる自治体の財政負担を企業に求めることは、やむを得ない措置である。

しかし、投票権のない企業にのみ超過課税の負担を求めることは、安易な財源調達方法であるという面も否定できない。企業が行政から受け取る負担と便益の双方について、厳密に検討しなければならない。企業課税を増加させる場合には、納得させるに足るだけの明確な行政需要の存在を示し、受益と負担のルールを確立しなければならない段階に来ている。

例えば、ゴミ処理問題を考えると、企業ゴミの処理について、再検討する段階に来ている。オフィスゴミの一部を除いて、企業の産業廃棄物は、市町村の処分場から締め出され、民間業者に委ねられているのが、現状である。しかし、民間の処分場はすでに満杯となっており、公的施策による処理、あるいは公的施設での処理が必要になっている現状がある。

事業ゴミの有料化が進むにつれて、製造企業の側の生産物回収義務も含めて、行政の責任と企業のコスト負担の原則を明確にする必要が生じている。

個人の所得課税や資産課税についても、各々の都市の置かれた特有の財政需要に応じて、超過課税を行うことが可能である。それぞれの都市の置かれた状況や都市政策が異なるなら、それぞれの都市の政策目的を実現するための適切な課税方法も異なって当然である。

また例えば、生活圏の広域化に伴って、大都市では、税を払わない非居住者の昼間人口が増大しつつある。都心部への企業流入による昼間人口の増大を阻止し、居住の空洞化を防止する必要がある。そのためには、税を払わない非居住者の増大を招来する都心部への企業立地には厳しく課税する必要がある。このことは、本来の居住者の住民税等の負担を緩和することにもつながる。

固定資産税は、超過課税の仕方によっては、大都市の広域居住圏の人口の再配置に有効な手段となる税制である。固定資産税は所有者課税であり、居住の有無によって課税されるものではない。しかし、所有と居住は一致していることが多いので、結局は居住者課税となることが多い。

大都市圏の郊外の人口急増地帯では、固定資産税の超過課税によって、人口抑制を図ることが、望ましい。また、企業の超過課税の財源を用いて、人口急増に伴う文教施設の整備等の財源を確保することが、望ましい。

その反対に、都心部の人口が激減している東京都等の大都市の都心部では、居住者の固定資産税を緩和して人口を取り戻す方を講ずることが望ましい。

今日の行政需要の多様化と課税自主権の拡充について考慮すると、それぞれの都市の現状に応じて、様々な行政需要にみあった課税がなされることが、望ましい。

5. 静岡県の法人事業税超過課税

地震対策や高規格幹線道路の建設といった明確な財政需要に基づいて法人事業税の超過課税が実施されている静岡県の事例については、都道府県の超過課税の実施例として、参考になるものと思われる。

静岡県では、地震対策資金の財源にあてるため、昭和54年度から15年間にわたって、法人事業税の超過課税を実施している。地震対策のための超過課税は、平成5年度まで実施された。その後、高規格幹線道路など交通基盤の整備財源として、同様の超過課税を実施している。

静岡県では、これまでの東海道新幹線、東名高速道路などの東西の交通体系のみでなく、南北方向の整備が、課題となっている。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、災害時の緊急輸送路やその代替ルートの確保という防災面からも、多軸型の交通ネットワークの

形成への期待が高まっている。このため、第二東名自動車道の早期完成や中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道など南北交通軸の整備が課題となっている⁷⁾。

第5表 静岡県法人事業税超過課税の税収及び法人数

年度 昭和	収 入 額 (100万円)	対 象 法 人 (社)	年度 平成	収 入 額 (100万円)	対 象 法 人 (社)
54	4,395	3,420	元年	11,599	8,920
55	8,543	6,322	2	11,380	9,303
56	8,459	6,408	3	13,184	9,444
57	9,170	6,418	4	11,190	8,932
58	8,802	6,429	5	9,301	7,735
小計	39,369	—	小計	56,654	—
59	9,814	6,582	6	8,116	7,093
60	11,010	6,996			
61	10,774	7,357			
62	12,657	7,888			
63	15,892	8,896			
合計	60,147	—	合計	(164,286)	(54～6年計)

注：静岡市作成資料による。

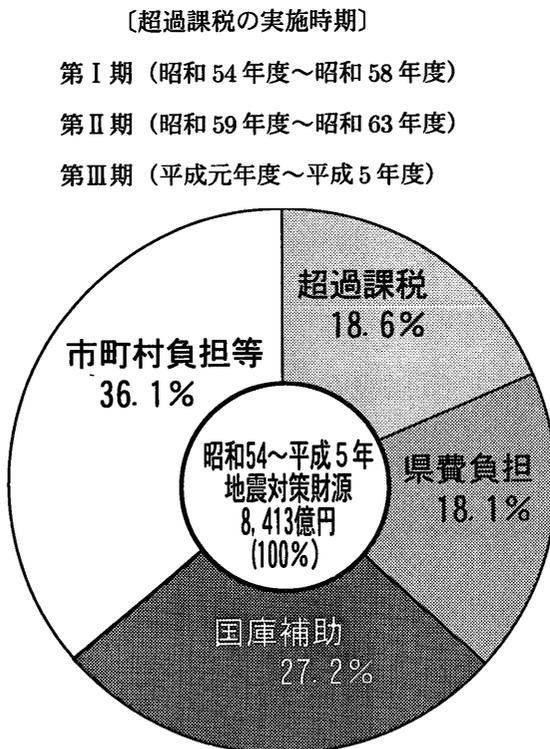
以上の表に示されているように、静岡県の超過課税の対象法人は、創設当初の昭和54年の3,420法人から、平成6年の7,093法人へと、増加している。税収についても、創設当初の43億9,500万円から平成6年の81億1,600万円へと順調に伸びていることが分かる。

6. 前史としての地震対策超過課税（昭和54年～平成5年）

(1) 地震対策財源としての超過課税

静岡県では、地震対策財源の確保のため、昭和54年～平成5年までの15年間にわたって、法人事業税の超過課税を実施している。静岡県と県内市町村では、この超過課税を財源として、15年間で8,400億円余りの地震対策事業を実施している⁷⁾。

第1図 地震対策事業に占める超過課税



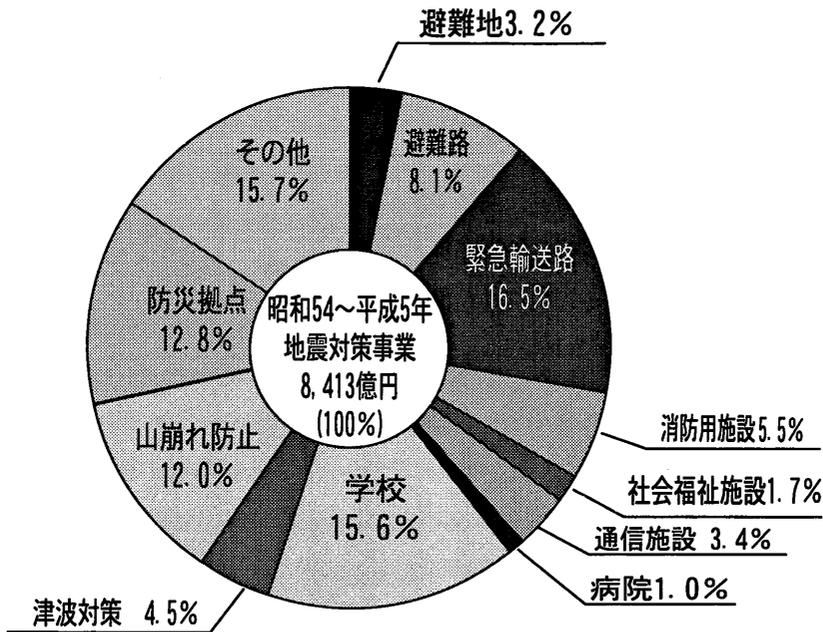
注. 静岡県『超過課税と地震対策事業 15 年のあゆみ』平成 6 年 11 月、3 ページ

(2) 地震対策事業の内容

静岡県では、昭和 54 年～平成 5 年末までに様々な地震対策事業を実施している。(1) 避難地の整備事業には、267 億円を投じて、静岡市の城北公園をはじめとして、大規模 7 公園を完成している。(2) 避難路については、682 億円をかけて、23 箇所を完成している。(3) 緊急輸送路については、1,387 億円を支出して、道路 730 箇所、橋梁 12 箇所の整備、耐震化等が、進められている。(4) 消防用施設については、466 億円をかけて、消防団詰所、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽等 6,102 施設が、整備されている。(5) 社会福祉施設については、143 億円をかけて、113 箇所の施設の耐震化が実施されている。(6) 通信施設については、286 億円をかけて、緊急時の無線通信施設等の整備が進められている。(7) 病院については、84 億円をかけて、15 病院の耐震化が実施されている。(8) 学校についても、1,309 億円をかけて、公立小中学校延べ 890 校、公立高校延べ 76 校の校舎や屋内運動場の耐震化が実施されている。(9) 津波対策としては、379 億円をかけて、河川

8か所、海岸22箇所、水門96箇所の整備を行っている。(10)山崩れ等の防止については、1,010億円を投じて、砂防40箇所、治山753箇所、ため池補強37箇所の整備を完了している。防災拠点としては、1,073億円をかけて、コミュニティーセンター97箇所等の整備を行なっている。(11)その他、1,328億円を投じて、防災訓練の実施等の啓発・教育事業を行っている⁸⁾。

第2図 地震対策事業実績



注．静岡県『超過課税と地震対策事業15年のあゆみ』平成6年11月、3ページ

地震対策を通じて、道路が広くなり、公共施設が良好に整備されているのが、静岡市の特徴である。幸運なことに、この間に大規模地震は発生していないが、地震対策のおかげで、道路を中心とした社会資本は順調に整備されてきた。

7. 高規格幹線道路超過課税（平成6年から11年）

(1) 道路財源としての超過課税

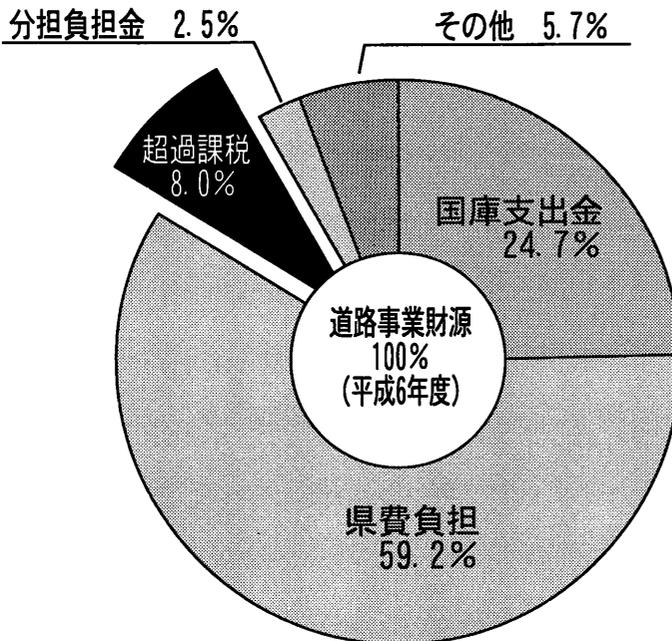
地震対策としても、避難路や緊急輸送路としての道路の整備は、超過課税等を財源として、推

進されてきた。それによって、静岡市内の市街地の道路を中心として、整然とした道路が整備されている。地震対策を重視した結果として、すぐれた都市景観が形成されることになった。幹線道路網の整備は、企業活動を推進することにもなるので、企業課税は合理的である。

近年では、東西、南北を結ぶ幹線道路の整備が、年々その重要性を増してきている。そのため、平成6年から、地震対策の延長線上で、超過課税財源を高規格幹線道路の整備に限定して徴収することになった。

高規格幹線道路超過課税の対象法人は、資本金1億円超又は所得が年3千万円超（収入金額が年2億4千万円超）の法人である。適用期間は、平成6年4月1日から平成11年3月31日までの5年間である。税率は標準税率の1.05倍、つまり5%の増収となる。

第3図 静岡県道路整備財源実績



注. 静岡市『超過課税と高規格幹線道路網の整備』平成7年度、3ページによる。

超過課税があてられる事業は、(1) 第二東名アクセス道路、延長65km、15路線、19区間、(2) 伊豆縦貫自動車道、延長60km、4車線、(3) 三遠南信自動車道、延長60km、四車線（静岡県部分）、(4) 中部横断自動車道、延長12km、4車線（静岡県部分）である⁹⁾。

平成6年度の道路整備財源内訳（道路新設改良費）をみると、総額1,012億円中、超過課税収入は81億円（8%）となっている。

事業実績では、全事業費159億円のうち、(1) 第二東名自動車道関連55億円（34.8%）、伊豆縦貫自動車道86億円（54.5%）、三遠南信自動車道13億円（8.3%）、中部横断自動車道9,700万円（0.6%）、その他高規格幹線道路関連2億9,000万円（1.8%）となっている¹⁰⁾。

昭和62年に策定された第四次全国総合開発計画では、21世紀に向け多極分散型の国土を形成するため、交通、情報、通信体系の整備と交流の機会づくりの拡大を目指す「交流ネットワーク」構想の推進の必要性が示されている。これを実現するために、約14,000kmの高規格幹線道路網の形成が必要とされている。

高規格幹線道路網とは、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標として、地方中枢・中核都市等から約1時間で利用できる道路網である。全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である。既定の国土開発幹線自動車道等の重要区間における代替ルートを形成するために必要なもので、災害の発生等に対し、高速交通システムの信頼性の向上に役立つものとされている¹¹⁾。

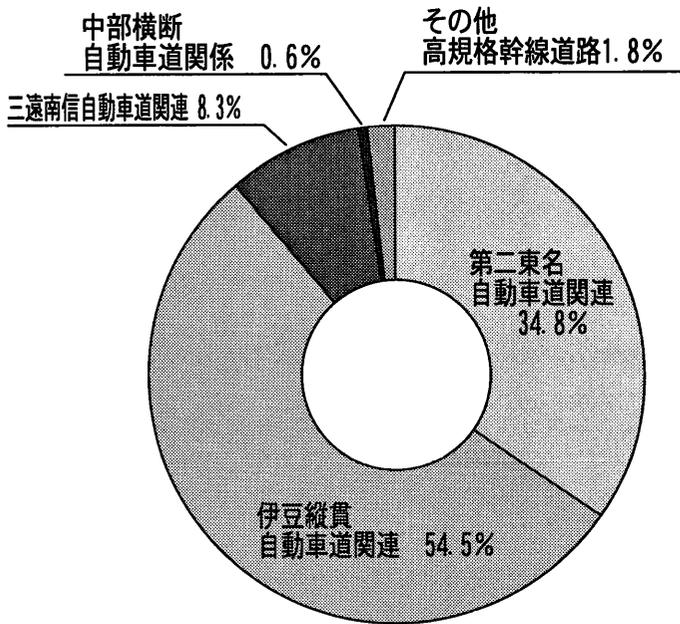
(2) 道路事業の内容

第4図に明らかなように、静岡県の高規格幹線道路整備事業の中心的な課題は、長年にわたって推進されている第二東名自動車道の静岡県内分の完成である。東海道の交通の要衝に位置する静岡県に特有の課題である。

静岡県内では、狭隘な道路しかない伊豆半島の中央を貫く縦貫道路の完成も、観光の発展と地震対策にとって、重要な課題となっている。

その他の高規格幹線道路として、将来の重要課題として、日本を南北に縦貫する路線の早期建設が悲願となっている。同じ中部地方でも、静岡・新潟間の自動車交通は、東京を経由した方が時間が短縮されるという問題がある。一極集中の是正からも、地方と地方を結ぶ幹線道路の建設が課題となっている。具体的には、清水市から山梨県増穂町を経て長野県佐久市に至る延長約150kmの「中部横断自動車道」と長野県飯田市から愛知県東栄町を経て三ヶ日町に至る延長約100kmの「三遠南進自動車道」の二つの路線が、構想されている。

第 4 図 高規格幹線道路事業実績



注．静岡市『超過課税と高規格幹線道路網の整備』平成7年度、3ページによる。

8. まとめ

静岡県は、江戸時代の東海道から今日まで日本の交通の要衝である。各時代を代表する先進的な交通体系の発展なくして、静岡県の発展はあり得ない。現代の交通体系では、その中心が鉄道網であるべきだとしても、物流の発展に支えられた自動車交通体系の整備は無視できない。

静岡県の法人事業税に対する超過課税は、東海地震対策という長い伝統を持っている。静岡県では、地震対策として、道路などの社会資本の整備を着々と実施してきている。超過課税の財源のかなりの部分が、すでに市街地の道路整備等に使用されている。その結果として、整然とした街路が形成されつつある。

静岡県の超過課税は、平成6年に高規格幹線道路の整備財源となってからは、その用途がより限定されるものになっている。しかし道路整備は、従来の地震対策としての社会資本整備事業でも、伝統的に追求されてきたものである。東海道の要衝に位置する静岡県の特徴として、いつの時代も道路整備が全県的に重要な課題である。

第二東名自動車道の建設は、環境面で克服しなければならない課題は多いが、東海道の交通の要衝に位置する静岡県の公共事業の最大の課題であることは、否定できない。トラック輸送を中心とした物流の発展によって、旧東名自動車道は、すでに満杯状態であり、しばしば麻痺状態に陥っている。

近年では、乗用車とトラックの接触事故が増大し、これらの共存が困難になりつつある。乗用車とトラックを分離するために、早急に、山岳地帯を走りトンネルの多い第二東名自動車道を物流のバイパスとして建設する必要がある。トラック等の静岡県内の通過交通を市街地から排除することは、市街地に近い旧東名自動車道を地元市民や企業の足として確保するために必要な手段でもある。

ただし、第二東名の建設には、環境面で克服されなければならない様々な課題が残されている。環境影響評価をふまえたうえで、自然環境の保全を重視した対応が、望まれるところである。

法人事業税の超過課税は、幹線道路網の整備という県内の産業経済や企業の発展に役立つ方向で活用されている。平成6年から税収を道路整備に限定したことは、企業の超過負担と交通の時間短縮という経済的な受益との関係がきわめて明確であり、正当な課税であるといえる。

<注>

1. 自治省「市町村の税率調査」平成7年4月1日、『日経新聞』平成7年7月23日
2. 自治省同上資料、『日経新聞』同上資料
3. 自治省同上資料、『日経新聞』同上資料
4. 自治省同上資料、『日経新聞』同上資料
5. 自治省同上資料、『日経新聞』同上資料
6. 静岡県『超過課税と高規格幹線道路網の整備』平成7年12月、1ページ
7. 静岡県『超過課税と地震対策事業15年のあゆみ』平成6年11月、序文
8. 静岡県『超過課税と地震対策事業15年のあゆみ』平成6年11月、11～36ページ
9. 静岡県『超過課税と高規格幹線道路網の整備』平成7年12月、2ページ
10. 静岡県『超過課税と高規格幹線道路網の整備』平成7年12月、3ページ
11. 静岡県『超過課税と高規格幹線道路網の整備』平成7年12月、4ページ